

「入管法（出入国管理及び難民認定法）改定」法案の廃案、
そして難民や在留資格なき外国人のいのちと人権、
人間的なくらしの保障を強く求める声明

「入管法改定」法案（以下、「改定法案」）が、現在、参議院本会議にて審議されている。

わたしたちは、この改定法案に対して、下記の問題点に基づいて強く反対し、国会に対して廃案を求める。また同時に、難民申請中の方々や、様々な事情により在留資格なき外国人の方々の生存権、人間的なくらしが保障され、社会の一人ひとりのいのちと人権が守られる社会・世界とすることを強く訴える。

この「改定法案」には、難民不認定への異議申立て、再申請に上限を設け、3回以上は送還可能としている。それは紛争や戦争あるいは国の迫害など、帰国すれば生命や自由が脅かされかねない方々の保護の放棄であり、排外的な差別そのものであり、死さえも意味しかねない。

むしろ今、必要な改定は、難民認定の審査上の問題の解決、すなわち司法等が関与する第三者機関設置による公平中立な審査の実施であり、審査過程の透明化である。送還を忌避する者の「排除・管理」ではなく、丁寧なバックグラウンドの聞き取りと「保護」に他ならない。同じように在留資格なき外国の方々の収容の判断にも、司法あるいは、第三者機関の審査制度を導入し、制度の適正化が図られねばならない（「収容の司法審査」）。

また、この「改定法案」には在留資格のない外国の方々の入管施設の収容期間に、なお上限が設けられていない。

新たに「監理措置制度」が設けられているが、監理人（支援者・弁護士など）に、むしろ制裁を伴う報告義務が課せられていて、支援とは相いれない、監視を強めるものである。また難民に準じる人に「補完的保護対象者」として在留を認める制度が入れられているが、運用はすべて入管の裁量に委ねられており、恣意的判断がなされる恐れがある。

収容施設から一時的に解放されても「仮放免」という立場上、働くことも、生活保護を受けることもできず、健康保険もなく、県外への越境にも許可が必要で、生存権、いのちを脅かされ続けている現実がある。人間的なくらしのほぼすべてが否定されている現実には、人道上、問題であると言わざるを得ない。その他、「送還忌避罪」、「仮放免逃亡罪」などの新しい刑罰が設けられていることに強い違和感と怒りを覚えざるを得ない。

2021年、名古屋入管施設で必要な医療も受けられなかったスリランカ出身のウィシュマ・サンダマリさんへの非人道的な扱いへの反省もなく、国際連合人権委員会、日本弁護士連合会の繰り返しの提言も完全に無視し、より劣悪な制度への改定は到底、許されないものである。

今、日本社会において本当に必要なことは、強制送還や監視、刑罰新設などではなく、難民保護法の整備などの国際基準の人的法整備であり、すべての人に生まれながらにして与えられている人権の保障であり、差別を根絶し、すべての人が人間的なくらしを築ける基盤づくりである。

排除ではなく、社会に生きる一人ひとりのいのちと人権、くらしが保障された「共に生きる世界」を主イエス・キリストにあって、多くの市民との連帯のもとでわたしたちは強く求める。

2023年5月20日

日本基督教団京都教区 第87回（合同後第57回）定期総会